

## 令和6年度「家畜衛生ポスターデザインコンテスト」実施要領

### 1. 目的

現在、日本を含む世界中で、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜に深刻な被害を及ぼす伝染病の発生・まん延が大きな問題となっています。家畜にこのような病気が広がると、畜産業に大きな被害を与え、肉や卵を含む食品の安定供給に深刻な被害を及ぼす可能性があります。農家をはじめ畜産関係者は、家畜の病気が農場に入らないように、日頃から対策を行っています。しかし、病原体は衣類や靴、食品などを介して、家畜に直接又は野鳥やイノシシなどの野生動物を経由して感染する場合があります。このため、家畜の伝染病対策は、農場だけでなく、皆で心がける必要があります。

そこで、家畜の病気やその対策への理解が深まるきっかけとなることを期待して、「家畜衛生ポスターデザインコンテスト」を実施します。

### 2. 実施主体

農林水産省

### 3. 表彰点数

農林水産大臣賞 1点（農林水産省が作成するポスターデザインとして採用）

消費・安全局長賞 1点

佳作 数点

#### 特別賞

中央畜産会長賞 1点

大日本猟友会長賞 1点

日本獣医師会長賞 1点

日本養豚協会長賞 1点

動物検疫所長賞 1点

### 4. 募集の概要

#### (1) テーマ

##### 「アフリカ豚熱感染防止」

アフリカ豚熱（アフリカぶたねつ）は、豚やイノシシが感染する、感染率と死亡率が高い病気です。日本では発生していませんが、もしも日本の豚農場で発生すれば、多くの豚が死亡し、おいしい日本産豚肉の生産が難しくなります。

特に、イノシシがアフリカ豚熱に感染すると、豚への感染源となるため、対策が重要です。イノシシは私たちが訪れる山にも生息しており、生息数も多いことから、皆で対策を行う必要があります。

アフリカ豚熱感染防止には以下の3点の対策が特に重要です。

① イノシシを誘引しないよう野山では残飯は持ち帰りましょう。

キャンプや登山では、ゴミを確実に持ち帰るか、指定の場所に捨てましょう。捨てた食品にアフリカ豚熱ウイルスが付いていると、野生イノシシが食べて、アフリカ豚熱に感染する可能性があります。

② ウイルスは土にも含まれます。靴の泥は下山の前に落としましょう。

ウイルスが含まれた土が付いた靴で下山すると、ウイルスを広げてしまいます。靴の泥はブラシなどで落としてから下山しましょう。

③ 家畜がいる施設に近づかないようにしましょう。

家畜がいる施設では、家畜が病気にならないように対策を行っています。ウイルスが衣服や靴に付いている可能性もあるため、近づかないようにしましょう。

ポスターでは、国内外からの観光客や一般住民に向けて、アフリカ豚熱感染防止への協力意識が高まるデザインとしてください。上記3点の対策を全て含む必要はありません（ホームページを参考に他の対策や狩猟者等との連携を訴えるものでもかまいません。）。観光に関連する場合は、日本での観光を楽しんでもらえるようなデザインとしてください。なお、未公表でオリジナルのものに限ります。使用する言語は問いません。

※ イノシシの保護を目的とするポスターではありません。

<参考となる資料>

- ・農林水産省ホームページ「アフリカ豚熱（ASF）について」  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>
- ・動画「【アフリカ豚熱】家畜伝染病は人が無意識に運んでいる？」  
<https://www.youtube.com/watch?v=j5pgEICDyMs>

(2) 応募条件

- ①募集対象 絵画・イラスト・CG・写真などの平面作品
- ②応募資格 制約なし
- ③応募点数 制限なし（ただし、作品1点につき、必ず応募用紙1枚を記入してください）
- ④作品サイズ 応募作品に使用する用紙はA3サイズまたは八ツ切の大きさの画用紙、ケント紙、出力紙とします。用紙は必ず縦に使用してください。なお採用された作品は「A2又はA1サイズ・タテ」で印刷・掲示するのでA2又はA1サイズで印刷されることを想定したデザインにしてください。

※電子媒体で制作された方には、後日データ提供をお願いすることがありますので、保管をお願いいたします。

(3) 募集期間

令和6年7月16日（火）～9月30日（月）（当日消印有効）

#### （4）応募方法

募集期間内に応募用紙に必要事項を記入し、応募作品とともに下記の応募先へ郵送又はメールにて提出してください。郵送する場合は作品を折り曲げたり丸めたりせずに提出してください。メールで応募する場合は容量の上限は7MBまでとし、それを超える場合は電子媒体（CD-R等）で郵送にて提出してください。

#### （5）作品送付先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省消費・安全局動物衛生課内  
家畜衛生ポスターデザインコンテスト事務局 宛  
応募先アドレス：eisei\_poster@maff.go.jp

### 5. 審査

アフリカ豚熱及び野生イノシシに関し学識経験等を有する委員や農林水産省の職員で構成する審査員による審査を行い、各賞を決定します。審査に当たっては、以下の基準から総合的に選定を行うものとする。

- （1）テーマの理解
- （2）表現
- （3）アピール性
- （4）デザイン性
- （5）印象

### 6. 受賞作品の公表

受賞作品は、本年10月末頃に農林水産省ホームページ等にて公表予定です。なお、受賞作品の公表に当たっては、受賞者の住所（都道府県名のみ）、学年（学生、生徒及び児童の場合。学校名については希望者のみ。）及び氏名（ペンネーム可）を併せて公表します。

### 7. 表彰式

- （1）「農林水産大臣賞」、「消費・安全局長賞」、特別賞（「中央畜産会長賞」、「大日本猟友会長賞」、「日本獣医師会長賞」、「日本養豚協会会長賞」及び「動物検疫所長賞」）受賞者を対象に表彰式を行う予定です（本年11月頃を予定。）。
- （2）上記以外の受賞者に対しては、ホームページ及びプレスリリースでの公表をもって表彰に代えることとします。

### 8. 受賞作品の活用

家畜衛生及びアフリカ豚熱対策推進に資するため、農林水産大臣賞受賞作品は農林水産省が作成するポスターデザインとして採用します（他の受賞作品についても、内容を踏まえポスタ

ーデザインとして採用する場合があります。)。ポスター作成の際、オリジナリティを損なわない程度に修正・補作することがあります。また、受賞作品については、アフリカ豚熱対策推進に努める企業・団体等が使用できるものとします。ポスターは印刷のため、色調が実物と異なる場合があります。

## 9. 注意事項

### (1) 応募作品の帰属及び諸権利

- ・応募作品の返却は行いません。
- ・入賞作品に関する一切の知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められる権利を含む。）は農林水産省に帰属することとし、応募者は、農林水産省が入賞作品に関して行う、利用、管理、処分等の行為について、著作者人格権を行使しないものとします。
- ・応募作品は、応募者又は応募者が本コンテストに応募することについて同意した者が、自らの着想に基づき制作した未発表のものに限ることとします。
- ・知的財産権など第三者の権利を侵害するものは、応募作品とすることができません。第三者の知的財産権を侵害する疑いのある作品については、審査結果後であっても受賞を取り消すことがあります。
- ・応募作品について、著作権等に関する争議が生じた場合、農林水産省は一切責任を負いません。

### (2) その他

- ・応募作品について、自動画像生成AIで作成された画像又は公表されているイラスト素材を、全部もしくは一部に使用した作品は審査対象外とします。
- ・写真を使用し、人物が被写体となっている場合、あらかじめ被写体の方の承諾を得て応募してください。
- ・事実関係の誤認を含む作品や、誤った表現にご注意ください。
- ・未成年者の応募に際しては、必ず保護者の同意を得た上で応募してください。
- ・審査状況や審査結果に関する問合せには応じられません。

(お問合せ先)

農林水産省家畜衛生ポスターデザインコンテスト事務局

農林水産省消費・安全局動物衛生課

TEL : 03-3502-8111 (内線4583)

E-mail : eisei\_poster@maff. go. jp (お問合せ専用)

令和6年度「家畜衛生ポスターデザインコンテスト」

応募用紙

フリガナ 氏名	
住所	(〒      ー      )
年齢 (学年)	歳      (小・中・高・専・大)      年
勤務先 (学校名)	公表の可否 ( 可 ・ 不可 )
電話番号	
メールアドレス	
電子媒体の有無	有 (電子データがある場合は選択) ・ 無
コメント 作品に関するコメントを 100字程度で記載してく ださい。	

- ・ 応募用紙に記載された個人情報は、受賞者の住所 (都道府県名のみ) 及び氏名 (ペンネーム可) のみHPに公表することとし、その他の情報は本公募に関連する用途以外には使用しません。